

## クリプトスポリジウム対策等による浄水処理の適正化

水道事業における水道施設は、水道法第5条の要件を備えていなければいけません。

法第5条では、第1項から第3項で各施設、その布設・維持管理、構造・材質の基本的な要件を定めており、第4項で必要な技術的基準を厚生労働省令で定めるとされています。

この省令とは、「水道施設の技術的基準を定める省令」のことです。では、この省令では何が書かれているか。第1条～第8条まであり、第5条第1項第8号で、原水に耐塩素性病原生物が混入する恐れがある場合の措置が定められています。では、「原水に耐塩素性病原生物が混入する恐れがある場合」とはどういう場合か。これは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（R1.5）」に記載されていますが、「原水にいずれかの指標菌が検出された場合」が該当となります。汚染の恐れを判断として、汚染の恐れが高い方から、レベル4、レベル3、レベル2、レベル1と区分されており、レベル4、レベル3が該当します。

では、レベル4とレベル3って何？

レベル4は「地表水である原水から指標菌が検出されている場合」、レベル3は「地表水以外の原水から指標菌が検出されている場合」です。



図 - クリプトスポリジウム

では、何をしないといけないのか。

**予防対策として、「施設整備」、「原水等の検査」、「運転管理」、「水源対策」が必要です。**

なお、クリプトスポリジウム症が発生した場合の応急対策としては、「関係部局との連携により連絡体制の整備」、「水道利用者への広報・飲用指導等」、「水道施設における応急対応」が必要で、食品・衛生課としても、関係水道事業体、福祉保健所、県感染症担当部署、衛生研究所等と連携し、水道事業体における対応の円滑な実施を支援します。

では、「予防対策」の中でも県水道ビジョン p69 で目標設定している「施設整備」について、以下説明します。

**レベル4の場合、「ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）の整備（濁度0.1度以下）」 or 「ろ過した後に紫外線処理※」が必要です。※最新の指針改定で、これが追加されました。**

**レベル3の場合、「ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）の整備（濁度0.1度以下）」 or 「紫外線処理」が必要です。**

この施設整備に対する交付対象事業について、上水道では「高度浄水施設等整備費」があり、簡易水道では「増補改良」があります。国へ確認したところ、「河川、湖沼等」の「等」には、浅井戸も含まれるとのこと。上水道ではめずらしく資本単価要件がありません。

【根拠文献】水道法、水道施設の技術的基準を定める省令、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針